

平成 15 年 2 月 6 日

各位

会社名 松井証券株式会社

(コード番号 8628)

会社名 三井トラスト・ホールディングス株式会社

(コード番号 8309)

中央三井信託銀行株式会社

## 松井証券と中央三井信託銀行との相続・遺言業務での提携について

松井証券株式会社（代表取締役社長 松井道夫、東京都中央区）と、中央三井信託銀行株式会社（取締役社長 古沢 熙一郎、東京都港区）は相続・遺産整理および遺言関連業務において、提携することで合意しました。

この提携により、松井証券のインターネットビジネスと中央三井信託銀行の全国店舗網におけるコンサルティングビジネスの融合による新たな個人投資家支援サービスが可能となります。

本年2月中旬を目処に、松井証券では、顧客向けホームページでの中央三井信託銀行作成の遺言・相続に関するWEBコンテンツの提供および相続に関わるコンサルティングを希望する顧客の中央三井信託銀行への紹介を開始します。中央三井信託銀行は、松井証券の顧客あるいはその相続人に相続・遺言関連業務のノウハウを提供し、遺言書作成の相談、相続手続等に協力します。

松井証券では、今回の提携により、顧客財産に関わる相続係争の未然防止、合理的な相続対策およびオーナー経営者の事業継承対策ニーズに応えられると考えています。また、既に未成年口座や贈与支援サービスなど顧客の各年代にわたったサービスを提供してきましたが、相続・遺言業務での提携により更にその充実を図ります。

松井証券は、今後も個人投資家の視点に立ったサービスの拡充に努めてまいります。

また、中央三井信託銀行は、今回の提携で遺言信託・遺産整理業務といった商品・サービスの提供の機会が増えることを期待していますが、財産承継や遺言に対する社会的関心が高まる中、より多くの皆様に同業務の商品・サービスを提供させていただくために、今後、より一層積極的な業務展開を行ってまいります。

## 【提携の概要】

### 1. 具体的な相談への対応

- (1) 松井証券は、顧客が相続・遺言関連の相談を希望する場合、当該顧客の了解を得た上で中央三井信託銀行を紹介します。
- (2) 中央三井信託銀行は、紹介を受けた顧客の最寄りの支店から、電話および店頭での面談等により、顧客の相談に応じます（無償）。
- (3) さらに、顧客の希望により、遺言信託・遺産整理業務といった商品・サービスを提供します（この場合、有償になります）。

### 2. インターネット上の情報提供・質問受付

- (1) 中央三井信託銀行は、松井証券の会員画面からのリンクにより、松井証券の顧客専用の「相続の知識相談コーナー」を提供します。  
（「相続の知識相談コーナー」は、相続・遺言関連の情報提供およびそれに関連した相談を行う相談シートを提供するものです。）
- (2) 顧客が「相談シート」を利用し、遺言・相続関連の質問を送信した場合は、中央三井信託銀行の対応窓口より電子メールで回答を送信します。

### 3. 実施時期

サービスの開始時期は、2月中旬より、順次行います。

（添付ご参考資料）

「相続・遺言業務」提携基本スキーム

ご参考

松井証券が既に提供している個人投資家向けサービス

#### 【未成年口座】

松井証券の未成年口座は、未成年者の財産を親権者が本人（未成年者）に代わり、管理することを目的とする口座です。

#### 【贈与支援サービス】

松井証券の贈与支援サービスは、顧客がご家族の方などに株券、現金を贈与したい場合に、贈与をする方と贈与を受ける方、双方の指示に基づき、株券等の振替処理を行うサービスです。このサービスにより、これまでの株券の贈与に関するプロセスを大幅に短縮することを可能にしました。

以 上

< 本件についてのご照会先 >

松井証券株式会社

経営企画部 足立

03 - 3281 - 0058

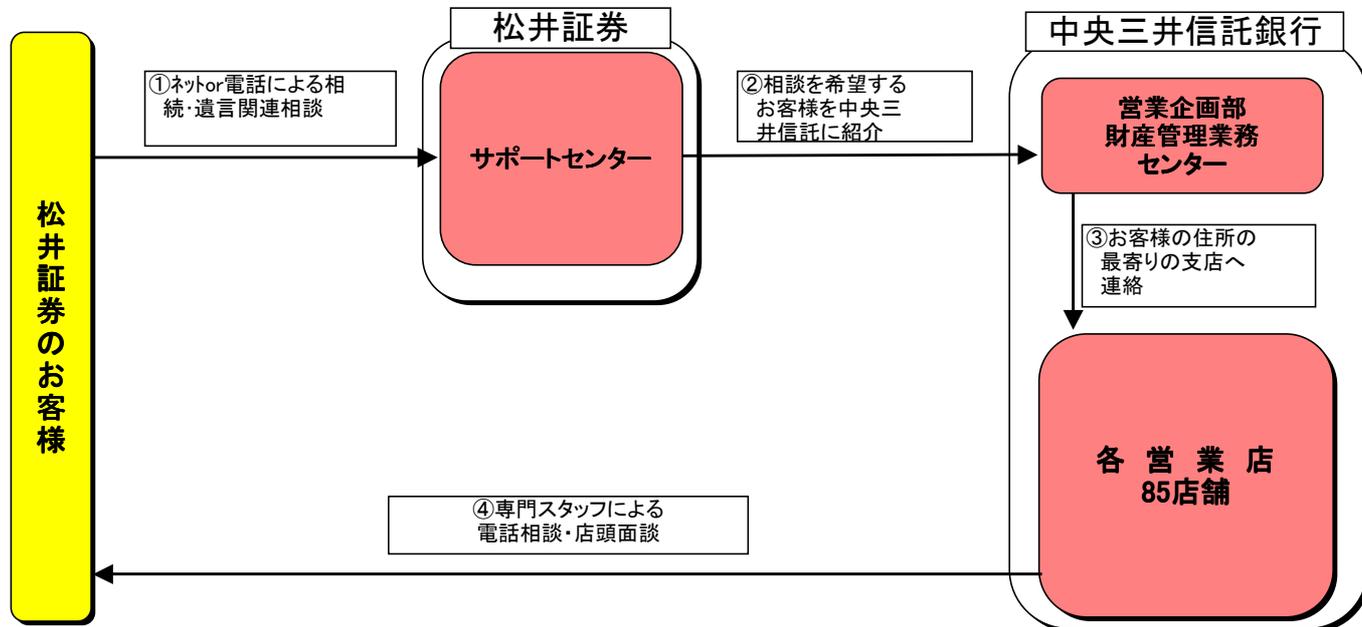
三井トラスト・ホールディングス株式会社

業務部広報室 河田

03 - 5445 - 3500

「相続・遺言業務」提携基本スキーム

1. 具体的なご相談への対応



2. インターネット上の情報提供・質問受付

